

道路施設点検業務
「NPO担当検査員業務運用」の手引き（案）

平成29年 1月

NPO法人秋田道路維持支援センター

「道路施設点検業務 NPO担当検査員業務運用」の手引き（案）

（橋梁点検を例として）

1. 現場立会検査

（1）立会橋梁点検の目的

受注会社の点検者とNPO担当検査員が現場立会のもとで、損傷箇所の同一視、健全度等の診断協議、健全度の整合性を図るものとする。さらに、記録様式に則り、記載事項の確認を行う。

（2）立会点検橋梁の選定

立会点検橋梁は受注会社の機器・日程の都合に合わせて選定することを原則とする。立会点検実施橋梁は点検手法毎に（地上点検及び点検車利用等）に調整選定する。尚、受注会社が予め実施する現場踏査時において、橋梁等の安全性や第三者被害の防止などの観点から「劣化が著しい」と確認された橋梁や特に健全度の判定等で双方が検討協議を行い整合性を図る必要がある場合を優先に選定する。

（3）立会検査日調整

現場立会検査時に市町村職員が立合う場合もあるので、あらかじめ立会検査日程を市町村にも連絡調整しておくこと。

（4）判定評価

当初判定評価は受注会社の担当者が確定するが、受注会社の担当者から依頼があった場合には相談に応じること。
また、当初判定評価を市町村に委ねてはならない。

（5）劣化が著しいと確認された橋梁の連絡

「劣化が著しい」橋梁が確認されたときは、「即時に市町村へ連絡するよつに」受注会社を指導する。さらに、市町村に連絡後速やかに技術センター係員およびNPO担当検査員に電話またはメール等で連絡することを指導する。
併せて必要に応じ、応急措置及び初期対処工法等について、市町村へのアドバイスをを行うこととする。

（6）判定評価

上記橋梁に於いて応急措置等の実施により、市町村との協議の結果、最終判定評価が変化することがあり得る。

（7）劣化が著しい場合への対応

判定評価の線引きが困難な橋梁や劣化が著しい特異事例が見られる橋梁については、総括検査員と合同で検討を行い、市町村にアドバイスすること。
尚、必要に応じ「NPO技術委員会」の開催を要請し、応急措置及び初期対処工法等の検討を行い、技術的助言を行うこととする。

（8）検査員の委嘱

包括発注業務の検査等を担当する「総括検査員」及び「NPO担当検査員」は、NPO法人道路維持支援センターのリストから、理事長が選定し委嘱する。

2. 納品書類検査

(1) 書類検査

書類検査に当たっては「市町村職員目録」で検査すること。

(2) チェック事項

特に下記については必ずチェックすること。

- ① 必要な種類の書類が標準例に準じて作成・整理されているか？
- ② 書類のタイトルや諸元などが標準例に準じているか？
- ③ 橋梁名・路線名・所在地の記載に誤りはないか？
- ④ 属性集計表に未記入はないか？
- ⑤ ID値と所在地に大きな乖離はないか？

(3) 工期の厳守

契約工期までにデータベース入力が終了するように指導すること。

3. 緊急対応と技術集積

(1) 劣化が著しい特異事例への対応

劣化が著しい特異事例が見られる橋梁等において、緊急対応が求められる場合には「NPO技術委員会」を開催し、応急措置及び初期対処工法等の検討を行い、技術的助言を行うものとする。

開催は、受注会社の報告を受けたNPO事務局の連絡から、理事長が「技術委員会」を開催招集する。

技術委員会のメンバーは理事長、副理事長、総括検査員、各部会長および当年度担当検査員とするが、必要に応じ個別に要請参加させる場合もある。

尚、検討内容は損傷事例及び対処措置技術・工法等の検討事例として集積化を図るものとする。

(2) 集積技術の開示

上記の集積された技術は、必要に応じてNPO各技術部会員に報告され、会員間の共有化を図ることとする。

4. その他

(1) その他アドバイス

応急措置へのアドバイス以外に補修計画などについてアドバイスを求められる場合があるが、NPO担当検査員としての関与は行わない。

(2) 緊急対応

現地踏査又は点検において、橋梁等の安全性や第三者被害の防止などの観点から「劣化が著しく」緊急対応の必要性があると判断された橋梁については早急(スピード感を持って)な対処を行うこと。

■ 各要領等の位置づけ

道路橋定期点検報告書作成要領（案）

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会 刊

平成29年 1月 改訂版

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会から包括発注された、「道路橋定期点検業務」の報告書作成の要領

橋梁点検業務検査結果報告書作成要領（案）

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会 刊

平成28年10月 改訂版

包括発注業務として連絡協議会が最終成果の検査を行い「検査結果報告書」を作成するための統一基準を明記。

「道路施設点検業務 NPO担当検査員業務運用」の手引き（案）

NPO法人秋田道路維持支援センター 刊

平成29年 1月 制定

道路施設点検業務に係る”NPO担当検査員”の共通認識と運用に関する手引き。
内部マニュアルで随時修正運用する。